

農林水産試験研究費補助金交付要綱

〔 制定26農会第1000号
平成27年2月3日
農林水産事務次官依命通知 〕

(通則)

第1 農林水産試験研究費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、農林水産業の革新的技術緊急展開事業実施要綱（平成27年2月3日付け26農会第993号農林水産事務次官依命通知。）及び農林水産業におけるロボット技術研究開発事業実施要綱（平成27年2月3日付け26農会第995号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 本事業は、「日本再興戦略」において、ロボット技術の導入により様々な分野における人手不足の解消、生産性の向上などの解決に向けて、国をあげて取り組む方向性が示された。特に、担い手の確保などが課題である農林水産分野でのロボット技術の導入は急務となっている。こうした問題を解決し、農林水産業・食品産業の現場にとって使いやすいロボット技術の導入を実現するため、本事業により農林水産業・食品産業の技術開発ニーズに基づいたロボット技術の農林水産業・食品産業現場への適用に向けたロボット開発を支援する。

また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、農林水産業の成長産業化により、産業・地域全体の所得倍増を目指すとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることが課題となっている。このため、迅速な競争力強化が必要な畜産分野をはじめ、実際の生産現場において、民間企業・大学・独立行政法人等、オールジャパンの英知を結集し、革新的な技術体系を導入した実証研究を支援する。さらに、品種開発、栽培技術や食品保存・加工法など幅広い分野で民間活力を活かした技術革新を加速するため、メタボローム解析（生体内の代謝活動を網羅的に把握・分析する技術）等、先端技術の応用研究を支援する。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農林水産技術会議事務局長（以下、「局長」という。）が採択した事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が実施要綱に基づいて行う下記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 農林水産業におけるロボット技術研究開発事業

(2) 農林水産業の革新的技術緊急展開事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1と2の事業に係る経費の相互間において流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 大臣は、第5第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第9 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者（地方公共団体が補助事業者である場合を除く。）は、前項により契約

をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第10 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（軽微な変更）

第11 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表に定める重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、局長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。

2 大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第14 補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

ない。

- 2 第5第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号による消費税等相当額報告書を速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第15 大臣は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第16 大臣は、第10の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.

95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の規定により、大臣が定める財産は牛、馬、豚及びめん羊とする。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

5 第17第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第20 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(報告)

第21 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第9号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに大臣に報告するものとする。

別表（第3、第4及び第11関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 農林水産業の革新的技術緊急展開事業	1 産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立 (1) 直接研究経費 (2) 一般管理費 2 技術革新を加速化する最先端分析技術の応用 (1) 直接研究経費 (2) 一般管理費	定額 定額 定額 定額	1 事業費の30%を越える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は補助金の30%を越える減 3 経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減	研究テーマ及び目的の変更
2 農林水産業におけるロボット技術研究開発事業	1 直接研究経費 2 一般管理経費	定額 定額	1 事業費の30%を越える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は補助金の30%を越える減 3 経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減	研究テーマ及び目的の変更